

相模原市告示第262号

相模原都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年6月13日

相模原市長 本村 賢太郎

1 都市計画の種類及び名称

相模原都市計画地区計画 花ヶ谷戸地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

相模原市中央区田名塩田一丁目及び田名字花ヶ谷戸並びに南区当麻字花ヶ谷戸及び字溝之内地内

3 都市計画の図書の縦覧場所

相模原市役所都市建設局まちづくり推進部都市計画課